

新BOP学童クラブ在籍児童の保護者 各位

世田谷区子ども・若者部児童課

令和8年夏休み期間中における新BOP学童クラブでの デリバリー弁当提供事業者の変更及びお弁当デリバリーの利用案内について

日頃より、新BOPの運営にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新BOP学童クラブでは、小学校の長期休暇期間中の昼食は、ご家庭からお弁当を持参いただくことを原則としているところですが、新BOP学童クラブにおいて、ご家庭から持参いただく昼食の代わりとして、デリバリー弁当提供事業者によるお弁当のデリバリーの利用を可としてきました。

次の夏休みにおいても、全ての新BOP学童クラブで、区が公募により選定した事業者において、デリバリー弁当をご利用いただけますので、ご案内申し上げます。

ご利用にあたりまして、下記事項を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

記

1 デリバリー弁当の概要について

事業者	株式会社石川弁当（神奈川県川崎市川崎区田町2-5-5）
対象者	新BOP学童クラブ登録児童
利用可能日	・ 令和8年7月21日(火)～8月31日(月)のうち、平日 ※土日祝日及び、お盆期間（8月11日～16日）を除く。 ※長期休暇期間の月～金曜日(祝日・休日を除く)を原則としますが、運営上の都合等により、各新BOP学童クラブで利用可能日を設定する場合があります。 ※利用できない日がある場合は、新BOPより別途ご通知いたします。
お弁当の金額	Small 650円（税込） Big 710円（税込）
注文方法	保護者がLINE（PECOFREE）から注文
支払方法	電子決済のみ（現金不可） （「PECOFREE」で利用できるポイントを購入し、決済で使用する方式）
注文/キャンセル期限	前営業日の正午
提供容器	容器は事業者が回収し廃棄

※以下の場合、事業者が利用者に対しお弁当の代金を返金する場合があります。

- ・ 事業者の過失等により納品が行われなかった場合
- ・ 納品時間が大幅に遅延した場合

2 お弁当デリバリーの利用概要

- ・小学校の長期休暇期間中における新ＢＯＰ学童クラブでの昼食に、ご家庭から持参いただくお弁当の代わりとして、民間の弁当事業者によるお弁当デリバリーを利用できます。
- ・お弁当デリバリーの利用は、利用者と事業者間での契約となります。利用に関する注意事項に同意いただいた上で、弁当事業者のＷＥＢサイトで利用登録を行います。
- ・お弁当の注文、決済は保護者が行います。
- ・お弁当の受け取り、保管、配付は、新ＢＯＰ学童クラブの職員が行います。

3 注意事項

利用を希望する方は、以下の注意事項を必ずご確認ください、同意のうえでご利用ください。

- お弁当デリバリーの利用は、利用者と事業者間での契約となります。
- 利用に際して何らかの問題が生じた場合には利用者と事業者間で解決するものとし、当区では一切の責任を負いません。
- アレルギー対応はできません。注文にあたっては、注文画面で成分表示をよくご確認ください（急な食材の変更等により、注文画面と異なる成分表示の食材が提供された場合も、区は責任を負いません）。
- これまでも児童がデリバリー弁当を食べ残す、足りない等がありました。利用にあたっては、お子様ともよく話し合ってくださいなど、お子様のご意向も尊重したうえでご利用ください。
- 初回登録時に、登録する施設（新ＢＯＰ名）が誤っているケースがありますので、登録施設に誤りがないか確認をお願いします。
- 当日の交通事情等により、弁当の配達時間が遅くなる可能性がありますので、予めご了承ください。
- 当日欠席された場合を含め、衛生管理の観点から、お弁当はお持ち帰りいただけません。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。なお、当該のお弁当は施設にて処理いたします。

4 会員登録

- 会員登録は、別添の『「ＰＥＣＯＦＲＥＥ」の登録と支払のご案内』から行うことができます。
- すでに登録をされている方は、お弁当事業者が変更になった場合でも改めて登録の必要はありません。
- ご登録状況やお手続きに関する詳細については、児童課および新ＢＯＰ学童クラブでは対応いたしかねますので、直接事業者へお問い合わせください。